

鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金交付要綱（令和7年5月26日付第202500035368号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(留意事項)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給付事業のうち病床数適正化支援事業においては、以下に該当する場合は支給対象外とする</p> <p>(1) 令和7年9月30日時点において廃院している場合（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）</p> <p>(2) 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）</p> <p>(3) 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合</p> <p>(4) 有床診療所から無床診療所への変更の場合</p> <p>4 給付事業のうち病床数適正化支援事業においては、給付金の算定にあたって以下を除くこと。なお、「病床数」とは、一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。</p> <p>(1) 産科部門の病床（M F I C U等を含む）及び小児科部門の病床（N I C U・G C U等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）</p> <p>(2) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数</p> <p>(3) 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数</p> <p>(4) 病床種別を変更した場合、その変更した病床数</p> <p>(5) 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数</p> <p>(6) 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数</p> <p>(7) その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数</p> <p>ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(留意事項)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

第4条～第8条 略

第9条 次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 病床数適正化支援事業にあっては、給付金の支給を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

別表（第3条、第4条関係）

1	2	3	4	5
病床数適正化支援事業	令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間に病床数の削減を行う病院又は診療所	事業実施主体からの申請を受け、次の交付額を支給する。 削減した病床1床につき4,104千円。 なお、支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。	・支給 申請書 兼口座 振込依 頼書 ・別紙 様式4	「4 申請書 請添付書 類」と同じ

第4条～第8条 略

第9条 次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。

(1)～(3) 略

（新設）

別表（第3条、第4条関係）

1	2	3	4	5
				（新設）

附 則

1 この要綱は、令和7年12月5日から施行し、令和7年度の事業から適用する。